

諮問事項に係る新旧対照表

2. (2) 濃度 (標準物質 (pH標準液以外の標準液))

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施 (法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>陰イオン界面活性剤5種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>陰イオン界面活性剤5種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウムの各濃度が0.1 g/Lのもの</u>

：諮問事項